

| No | 項目 | 種別 | 質問 | 回答 |
|----|-------|------|--|--|
| 1 | 個人・法人 | 象牙・亀 | 特別国際種事業者、特定国際種事業者とは何ですか。 | 特別国際種事業者とは、基本的には象牙製品（カットピース、半製品、最終製品を問いません）を取り扱う事業者を指します。また、特定国際種事業者とは、基本的にはうみがめ科の甲（完成品を含まない）を扱う事業者をいいます。なお取り扱う規模や、個人か法人かは問いません。 |
| 2 | 個人・法人 | 象牙 | 特別国際種事業者の登録・廃止・登録事項の変更はどこで行えばいいでしょうか。 | 特別国際種事業者のご登録・廃止・登録事項の変更については、種の保存法に基づく登録機関である一般財団法人自然環境研究センター (http://www.jwrc.or.jp/service/jigyousha/index.htm) にご連絡ください。 |
| 3 | 個人・法人 | 亀 | 特定国際種事業者の登録・廃止・届出事項の変更はどこで行えばいいでしょうか。 | 経済産業省ホームページ (https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/seikatsuseihin/zougebekkou/main_02.html) 上掲載の様式に必要事項を記入の上、以下住所宛てまでご送付ください。 (宛先) 経済産業省 製造産業局 生活製品課 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 |
| 4 | 個人・法人 | 象牙 | 個人事業主として特別国際種事業者の登録を行っていますが、法人を設立したため、法人での登録に変更したいのですが、変更届を提出すればいいでしょうか。 | 個人事業主として行った登録については、当該登録を行った個人事業主のものです。このため、個人事業主として得た登録については、特別国際種事業の廃止届を提出いただき、法人としては新たに登録申請を行う必要があります。 |
| 5 | 個人・法人 | 象牙 | 個人事業主として特別国際種事業者の登録を行っていた父が亡くなりました。後継者である子息等が当該登録を引き継ぐことはできますか。 | 個人事業主として行った登録については、当該登録を行った個人事業主のものです。このため、個人事業主として得た登録については、子息等であってもそのまま引き継ぐことはできません。後継者となる方が、新たに特別国際種事業者の登録申請を行う必要があります。 |
| 6 | 個人・法人 | 象牙 | 法人として特別国際種事業者の登録を行っていますが、後継者に代表を交代する際に手続きは必要ですか。 | 法人の代表者に変更が生じた場合は、特別国際種事業の変更届出を行っていただく必要があります。なお、変更届出は、代表者に変更があった日から起算して30日を経過するまでの間に行う必要があります。 |
| 7 | 個人・法人 | 象牙 | 有限会社を経営しており、この度、法人格を株式会社に変更する予定ですが、手続きは必要ですか。 | 登録内容の変更が生じた場合、特別国際種事業の変更届出を行っていただく必要があります。なお、変更届出は、登録内容に変更があった日から起算して30日を経過するまでの間に行う必要があります。 |
| 8 | 個人・法人 | 象牙 | 法人として特別国際種事業者の登録を行っています。事業を譲渡、合併または分割することを検討中ですが、手続きは必要ですか。 | 事業の譲渡及び合併により、当該特別国際種事業を行っている法人が特別国際種事業を廃止する場合、当該法人は廃止届を提出する必要があります。また、譲渡先又は合併先の法人は新たに登録申請を行う必要があります。 事業の分割の場合は、分割したのちに特別国際種事業を行う法人については、変更届を行う必要があります。なお、分割により複数の法人が特別国際種事業を行う場合は、分割前の事業を主に引き継ぐ法人については変更届出を行い、その他については、新たに登録申請を行う必要があります。 |
| 9 | 個人・法人 | 象牙 | 特別国際種事業者の登録を行っていた法人を解散し、個人で象牙製品を販売する予定ですが、手続きは必要ですか。 | 法人としては、特別国際種事業の廃止届を提出してください。また、新たに象牙製品を販売することとなる個人は、特別国際種事業の登録申請をしてください。 |
| 10 | 個人・法人 | 象牙・亀 | 象牙工芸品の製造者団体（任意団体）ですが、団体名で登録申請ができますか。 | 法人でない場合は、個人での登録申請になります。 なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。特定国際種事業の場合は届出をしてください。 |
| 11 | 登録 | 象牙・亀 | 象牙製品等を扱う可能性がゼロではありませんが、今後扱う可能性がある場合は事業登録が必要なのですか。 | 象牙製品等を扱うのであれば、あらかじめ事業登録が必要です。 なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。特定国際種事業の場合は届出をしてください。 |
| 12 | 登録 | 象牙 | 象牙ではなくマンモスの牙でできた製品のみを扱っています。この場合も、事業登録が必要でしょうか。 | 特別国際種事業としては、アフリカゾウ及びアジアゾウの牙でできた製品の譲渡し等を行う場合のみ事業登録が必要であり、マンモスの牙やその牙でできた製品は種の保存法の規制対象ではありません。なお、牙が種の保存法の規制の対象になっている種として、アフリカゾウ及びアジアゾウのほかに、一部のイノシシ（Babyrousa属の一部等）の牙もございますが、特別国際種事業として扱うことはできません。個々の譲渡し等について環境大臣の事前の許可を得た上で譲渡しを行うか、器官それぞれについて、個体等登録制度に基づき登録票を伴った譲渡しが必要です。 |

| | | | | |
|----|------|------|---|--|
| 13 | 登録 | 象牙 | 象牙等を個人から買い取る場合、売り手である個人は何か手続きが必要でしょうか。 | 全形を保持した牙（全形牙）の場合は、牙毎に登録票がないと譲渡し又は引渡しができません。このため、登録票がないようであれば、当該個人が全形牙の登録の手続きを行う必要があります。全形牙の登録については個体等登録機関である一般財団法人自然環境研究センター（ http://www.jwrc.or.jp/service/cites/regist/kikan/1.htm ）までお問い合わせ下さい。 象牙製品の場合は、反復継続した取引となるようであれば、個人であっても個人事業者としての登録が必要です。登録が必要かどうかの判断に迷った場合は、経済産業省生活製品課へお問い合わせください。 |
| 14 | 登録 | 象牙 | 店では象牙製品は扱っていませんが、個人で象牙製品を所有しています。この場合、登録は必要でしょうか。 | 象牙製品等の譲渡し等又は引渡しの業務を伴う事業を行うのであれば登録が必要ですが、個人として所有しているだけであれば登録は不要です。 |
| 15 | 登録 | 象牙 | 三味線や掛け軸の軸先等の製品の一部で象牙を使用しており、年間生産量はわずかで象牙使用量も少ないのですが、その場合でも登録の対象になりますか。事業規模によって区別はあるのでしょうか。 | 事業者が取り扱う品物の種類、数量、事業規模等による区別を設けていないため、取扱量がわずかであっても、事業を行っているのであれば登録が必要です。 |
| 16 | 登録 | 象牙・亀 | 象牙製品を一時的に預かってその修繕を行う場合に、事業登録は必要ですか。 | 事業の形態が、象牙製品の販売でなくとも、象牙製品を預かって修繕し、また返却するような場合（いわゆる委託加工）、有償無償に関わらず事業登録が必要となります。 なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。 |
| 17 | 登録 | 象牙 | 表具師として表具の修理事業を行っており、掛け軸の修復において、掛け軸の軸先など一部に象牙が使用されている掛け軸を預かって修理することがあります。象牙の加工は行わなくとも、このような場合も事業者登録が必要でしょうか。 | 象牙製品の譲渡し又は引渡しが行われることから、事業者の登録が必要となります。 |
| 18 | 登録 | 象牙 | 象牙印章の販売はせず、顧客からの象牙印章の彫り直しの仕事を依頼されるだけの場合でも、登録は必要でしょうか。 | 象牙製品等の引渡し等を伴う事業に該当することから、登録が必要です。 |
| 19 | 登録 | 象牙 | 掛け軸や茶道具に象牙が使われてる製品がありますが、ワシントン条約締結前の物でも種の保存法の規制対象でしょうか。 | ワシントン条約締結前に流通している古い象牙製品であっても種の保存法の規制対象となります。 |
| 20 | 登録 | 象牙・亀 | 登録は特別国際種事業を行う施設ごとに必要ですか。 | 事業者ごとに登録を行う必要があり、施設ごとの登録は不要です。なお、施設の新設・廃止等の変更が生じた場合は、施設の新設・廃止を内容とする変更届出を行う必要があります。 なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。特定国際種事業の場合は届出をしてください。 |
| 21 | 登録 | 象牙・亀 | 主に各地で数日開催される骨董市で象牙製品等を扱っていますが、「特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設」として申請が必要ですか。 | 個人事業主又は法人の所有する施設ではなく、かつ、当該施設で一定期間に限って営業する場合、当該施設を「特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設」として申請することはできません。各地で数日開催される骨董市で象牙等を扱う場合は、個人事業主又は法人の事業施設（例えば、ご自宅や事務所の場所）を記載ください。 なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。 |
| 22 | 登録 | 象牙・亀 | 自宅において個人名で象牙製品を製造・卸売りしていますが、「特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設」の名称や所在地はどう記載すればいいでしょうか。 | 左記の場合、施設の名称は個人名又は独自に設けている施設の名称を、施設の所在地は事業者個人の住所を記載してください。 なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。特定国際種事業の場合は「特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設」欄に記載をしてください。 |
| 23 | 登録 | 象牙 | 登録手数料はどうしてこの金額なのでしょう。売上額に応じた金額等にできないのでしょうか。 | 登録審査手続に要する実費として、審査に要する人件費、消耗品費、印刷費、通信費（電話・郵送料）、システム保守経費等の必要経費により算出しています。このため、審査手続は売上額等によって変わるものではありません。 |
| 24 | 登録更新 | 象牙 | 登録更新期限までに更新手続を忘れてしまった場合、特別国際種事業の登録はどうなるのでしょうか。 | 更新期限を過ぎた場合は、自動的に廃止となります。更新手続きは、有効期限の1年半前から可能なので、更新期限に注意してください。 |
| 25 | 登録更新 | 象牙 | 長期の病気療養等やむを得ない事情がある場合、有効期限の延長は可能ですか。 | 有効期限の延長はできません。更新手続きは、有効期限の1年半前から可能なので、更新期限に注意してください。まずは事前に一般財団法人自然環境研究センターお問い合わせください。 |
| 26 | 登録更新 | 象牙 | 登録更新を失念して事業者登録簿から抹消された場合、在庫の処理はどのようにすればよいでしょうか。 | 登録が抹消された状態で譲渡し又は引渡しをすると法令違反となりますので、新規に登録申請してください。なお、事業を継続しない場合は、個人または法人の所有物として自己保有するか、廃棄等の対応をするようお願いいたします。 |
| 27 | 登録簿 | 象牙・亀 | 個人事業主として個人名で登録をしていますが、住所の公表は控えてもらえますか。 | 特別国際種事業者の住所は、法律に基づく公表事項となります。 なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。 |
| 28 | 登録簿 | 象牙・亀 | 個人事業主の住所の公表は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に抵触しないのですか。 | 個人事業主の住所の公表は、種の保存法の規定に基づき公表するものであり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定を満たすものです。 |
| 29 | 変更届 | 象牙・亀 | 変更届を提出する場合には、変更事項を証明する資料が必要ですか。 | 必要に応じて証明書類の提出を求めることがあります。詳しくは、一般財団法人自然環境研究センターにお問い合わせください。 |

| | | | | |
|----|-------|------|--|---|
| 30 | 陳列・広告 | 象牙 | 「象牙（全形牙）買い取ります！」という広告にも、必要事項を表示するのでしょうか。 | 法律上「特別国際種事業者は、その特別国際種事業に関し特別特定器官等の陳列又は広告をするとき」に必要事項を表示しなければなりません、特別国際種事業は引渡し・譲渡しの業務にかかる事業であることから買い取りのみについては表示の義務はありません。 |
| 31 | 陳列・広告 | 象牙・亀 | 広告中に「象牙」という言葉は使っていませんが、「登録番号」等の表示は必要ですか。 | 特別国際種事業者としての事業に関する象牙製品等を取り扱う旨の広告であれば、表示が必要です。その際、「象牙」という言葉を使わない場合でも、象牙製品等の写真や同義の言葉等を使用していれば、表示する必要があります。なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。 |
| 32 | 陳列・広告 | 象牙 | ネット販売で、象牙印章のバナー表示の中にも必要事項を表示しなければならないのでしょうか。 | 象牙製品を販売していると認められる内容の広告であれば、必要事項の表示が必要です。 |
| 33 | 陳列・広告 | 象牙・亀 | カタログやチラシの一部に象牙製品等を載せる際、スペースが限られていても「登録番号」等の表示は必要ですか。 | 広告スペースの大小に応じて表示事項が変わるものではないため、表示する必要があります。また、表示する際には、公衆の見やすいように表示する必要があります。なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。 |
| 34 | 陳列・広告 | 象牙 | 百貨店で行う催事のチラシについて、百貨店、広告会社、製作者の3者ともチラシに事業者番号等を掲載する必要があるのでしょうか。 | 百貨店で行う催事の広告においては、その広告の内容及び誰がその催事で販売するのかによって、事業者番号等の表示が変わります。なお、百貨店、広告会社、製作者がそれぞれ別々に当該催事の中で特別国際種事業者として販売等を行うのであれば、3者それぞれ記載する必要があります。 |
| 35 | 陳列・広告 | 象牙・亀 | インターネットモールにおいて、個別商品の販売ページが異なる場合はどのように登録番号等を表示するのでしょうか。例えば、象牙印章と象牙アクセサリーを別々に掲載している場合など。 | 表示は、公衆の見やすいように、一般の方が分かる位置、確認しやすいページに表示してください。例えば、会社概要などに表示いただければ、個々の製品ごとに表示する必要はありません。なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。 |
| 36 | 陳列・広告 | 象牙 | 象牙印章のサンプルをお見せしながら訪問販売を行っています。この場合の表示はどのようにすればいいのでしょうか。 | 訪問販売先に分かるように表示事項を示していれば、その方法は問いません。具体的な方法としては、例えば法定事項を印刷した名刺を渡す、法定事項が記載された身分証明書等を表示する、カタログを用いるのであればカタログに表示する等が考えられます。 |
| 37 | 陳列・広告 | 象牙・亀 | 陳列・広告時の表示において、「登録をした者の氏名又は名称」を屋号で表示してよいのでしょうか。 | 陳列・広告時の表示において、「登録をした者の氏名又は名称」には、登録時の名称を使用しなければなりません。従って、個人事業主の登録の場合は登録者の氏名、法人の場合は法人の正式名称を表示する必要があります。なお、個人事業主が法定事項に加えて屋号を表示することを制限するものではありません。なお、この考え方は、特定国際種事業においても同じです。 |
| 38 | 陳列・広告 | 象牙・亀 | 特別国際種事業者及び特定国際種事業者ですが、陳列・広告時の表示は両方する必要はあるのでしょうか。 | 両方扱うのであれば、象牙は特別国際種事業として、うみがめ科の甲は特定国際種事業として、それぞれ表示を行う必要があります。 |
| 39 | 陳列・広告 | 亀 | べっ甲製品の製造をしています。うみがめ科の甲については、改正法施行後も特定国際種事業のままなので、以前、国からもらった届出ステッカーを店内に掲示すればいいのでしょうか。 | 過去に国が発給した届出ステッカーには、届出者の住所等、改正法で規定されている表示事項が全て含まれていません。したがって、そのまま店内に掲示しても種の保存法上の表示義務を果たしているとは言えません。改めて表示事項を記載した紙等をご自身で作成の上、表示してください。 |
| 40 | 取引記録 | 象牙 | 象牙製品等の取り扱いは事業者ごとの登録制になりましたが、施設ごとに取引を記録せずに、本社一括で管理を行うことで問題はありますか。 | 本社において一括して管理していただくことは問題ありませんが、その場合であっても、施設ごとに法定事項を書類に記録し、保存しなければなりません。 |
| 41 | 取引記録 | 象牙 | 同一事業者の店舗間で象牙製品等の移し替えを行った場合、その移し替えについて取引を記録する必要がありますか。 | 取引について、施設ごとに法定事項を記録する必要があることから、同一事業者の店舗間の象牙製品等の移し替えについても記録する必要があります。 |
| 42 | 取引記録 | 象牙 | 特別国際種事業者が象牙を廃棄処分したい場合はどうしたらよいのでしょうか。 | 処分の方法については、種の保存法での規制はありませんので、自治体のルール等に従い処分して構いません。ただし、象牙製品等については、廃棄の旨はきちんと記録し、在庫管理を適切に行うようにしてください。全形を保持した象牙であって登録票の交付を受けたものについては、事後30日以内に登録票の返納が必要です。 |
| 43 | 取引記録 | 象牙 | 特別国際種事業者ですが、遺品整理をしていて、象牙製品が出てきました。それを事業として販売したい場合、どのように記録したらよいのでしょうか。 | 事業者として象牙製品を取り扱う場合は、見つけた日を事業者としての在庫とした日とみなし、仕入れとして記録してください。 |
| 44 | 取引記録 | 象牙 | 象牙印章を販売している印章店ですが、店内に象牙のカットピースを展示しています。売り物ではないので、在庫に含める必要はないと思いますが、いかがでしょうか。 | 販売する・しないにかかわらず、特別国際種事業者が所有する象牙製品等（全形を保持した象牙は除く）は、在庫に含めて管理してください。 |
| 45 | 取引記録 | 象牙 | 象牙印章を販売している印章店ですが、客から返品があつて文字部分を削ったものや、保存状態が悪くなって黄色に変色したものを箱に入れて保管している。これらは売り物にはならないので、在庫に含める必要はないと思いますが、いかがでしょうか。 | 販売する・しないにかかわらず、特別国際種事業者が所有する象牙製品等（全形を保持した象牙は除く）は、在庫に含めて管理してください。 |
| 46 | 取引記録 | 象牙・亀 | 取引記録を行う際に、伝票等を貼付する必要がありますか。 | 伝票等の貼付の必要はありません。なお、この考え方は特定国際種事業についても同じです。 |
| 47 | 報告徴収 | 象牙 | 報告徴収はいつ提出してもいいのでしょうか。 | 基本的に報告徴収事務局になる事業者は、入札により決定するため、年により事業者が替わる可能性があります。従いまして、こちらからの求めに応じてご提出ください。 |
| 48 | 立入検査 | 象牙 | 特別国際種事業の登録をしていない者に対しても、特別国際種事業に関する立入検査は行われるのでしょうか。 | 特別国際種事業の登録をせず事業を行っている疑いがある場合（無登録事業）等は、状況確認、調査等を行う場合があります。悪質な場合、行政機関による刑事告発もありません。 |
| 49 | 標章 | 象牙 | 製品への標章添付は任意と聞いていますが、標章が無くても販売できるのでしょうか。 | 標章が無くても販売可能です。ただし、標章は任意事項ですが、登録要件に該当する合法的な全形牙から製造された製品であることを証明できる制度であることから、標章が添付された象牙製品を取り扱うことをお勧めします。 |

| | | | | |
|----|-----------|----|---|--|
| 50 | 管理票 | 象牙 | 管理票は最終製品にも付けなければいけないのですか。 | 分割により重量が1kg以上かつ最大寸法が20cm以上の象牙製品等を新たに得た場合、管理票の作成・保存が必要です。ここでいう、象牙製品等は、カットピース、半製品、最終製品を問いません。 |
| 51 | 管理票 | 象牙 | 管理票に写真は必要ですか。 | 管理票には写真の貼付は不要です。 |
| 52 | 管理票 | 象牙 | 管理票は売買の都度、書き替える必要がありますか。 | 管理票は象牙等を分割した場合や、外国為替及び外国貿易法の規定に基づき自ら適法に輸入した象牙等を譲渡し又は引渡しする場合などに作成されるものであり、大きさが変わらずそのままの状態で売買する場合は管理票を書き替える必要はありません。 |
| 53 | 全形を保持した象牙 | 象牙 | そもそも全形を保持した牙とは、どのような牙を言うのでしょうか。 | いわゆる「牙」の形をしたもので、ゆるやかに弧を描き、根元から先端にかけて先細るといった一般的に象牙の形と認識できるものを言います。彫り物（龍や七福神など）であっても彫りの程度にかかわらず牙の形状をしているものは登録の対象となります。 |
| 54 | 全形を保持した象牙 | 象牙 | 個人がもっている全形を保持した象牙の登録は必要ですか。また、相続の場合も、登録が必要になりますか。 | 全形を保持した象牙を個人で所有しているだけの場合は、登録の必要はありません。ただし、それを譲渡し等する場合は登録が必要となります。なお、所有者死亡による相続の場合は、種の保存法の譲渡し等に当たらないことから、登録する必要はありません。 |
| 55 | 全形を保持した象牙 | 象牙 | 全形を保持した象牙の登録について、彫刻等施してあるものについても、登録がいるのでしょうか。 | 全形を保持している象牙に加工を施したもの（例：磨牙、彫牙）は、その彫りの程度や、追加の部品の有無等の加工の程度にかかわらず、一般的な象牙の形又は象牙の形を含むと認識することができる場合は、全形を保持している象牙の加工品として扱います。これらを譲渡し等する場合は登録が必要です。 |
| 56 | 全形を保持した象牙 | 象牙 | 全形を保持した牙について、所有者が入院等の理由により申請できない場合、その家族が代行申請することはできますか。 | 案件毎にお話を伺いますので、詳細は登録機関（一般財団法人自然環境研究センター）までお問い合わせください。 |
| 57 | 全形を保持した象牙 | 象牙 | 全形を保持した象牙を登録する際の要件を教えてください。 | 案件毎にお話を伺いますので、詳細は登録機関（一般財団法人自然環境研究センター）までお問い合わせください。 |
| 58 | 海外取引等 | 象牙 | 象牙製品の訪日旅行者への販売は禁止なのでしょうか。 | 種の保存法では、象牙製品の訪日旅行者への販売は禁止されていません。ゾウは絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）の附属書Ⅰに掲載されており、個体や部分、派生物（象牙製品等）は、外国為替及び外国貿易法（以下、外為法という。）において、その輸出入が原則禁止されています。例えば訪日旅行者は海外に当該製品を持ち出す可能性が高く、外為法に基づく必要な手続きを執らずに象牙製品を母国へ持ち帰ると外為法違反になります。このため、象牙製品販売者は購入者に象牙の輸出入が原則禁止であることを注意喚起してください。 |
| 59 | 海外取引等 | 象牙 | 海外に行くときに、自分の名前の象牙印章を持っていくことはできないのでしょうか。 | 携行品輸出の特例がありますので、税関で手続きを行ってください。ただし、渡航先の国内法によっては「持ち込み不可」という場合もありますので、事前に確認しておくなど注意が必要です。 |
| 60 | 海外取引等 | 象牙 | 表具店ですが、まれに海外からの修理依頼を受けます。その際はどのようにすればよいのでしょうか。 | 象牙製品は原則輸出入が禁じられているため、海外から修理依頼を受けてもワシントン条約発効前の象牙製品でなければ、日本へ輸入することはできません。また修理後に返送する場合であっても、別の象牙の付け替えを行っていないこと等を説明できなければ再輸出できません。海外からの修理依頼については慎重に検討する必要があります。 |
| 61 | その他 | 象牙 | 特別国際種事業の登録をしていない古物商から象牙製品等の修理依頼が来たらどうすればよいのでしょうか。 | 直ちに登録すること、無登録の営業は種の保存法の違反であり刑事罰の対象であることをお伝えください。 |
| 62 | その他 | 象牙 | 象牙の真贋の鑑定をする機関はありますか。 | 公的な鑑定機関は特にありません。全形牙の登録機関である一般財団法人自然環境研究センターでも鑑定はしておりません。古美術品であっても真贋鑑定は各事業者の皆様で行っていただくのと同様、各事業者に委ねています。 |